

## 第 1 回宇都宮市水道料金審議会議事録

日 時

平成 13 年 12 月 26 日（水）午後 3 時～午後 4 時 40 分

会 場

水道局庁舎 3 階会議室

出席者

- ・ 委員 有馬宏年委員，稲葉善文委員，岩瀬優子委員，太田正委員，菊地久美子委員，須藤脩委員，高橋京子委員，高橋恒良委員，廣田宏子委員，福嶋寿克委員，保坂光男委員，湯澤博委員，葭葉リウ委員
- ・ 市側 市長，水道事業管理者，水道局次長，水道局総務課長，総務課企業出納員，営業課長，配水課長，給水課長，漏水対策課長，建設課長，事務局職員

会議経過

### 1 開 会

### 2 委員紹介

### 3 会長の互選について

- ・ 審議会規則に基づき会長は委員の互選によって定める旨を事務局より説明。
- ・ 葭葉委員より「宇都宮市の行政計画に精通しており，各種委員会等の会長を歴任していることから，福嶋委員を会長に推薦します」との発言あり。
- ・ これを受け，審議会全会一致で，福嶋委員を会長に選出。

### 4 会長職務代理者の指名について

- ・ 福嶋会長より，審議会規則に基づく会長が指名する会長職務代理に，湯澤委員を指名。

### 5 諮 問

- ・ 宇都宮市長より，会長に対して，次のとおり諮問した。

宇都宮市水道料金の改定について（諮問）

宇都宮市水道料金の改定について，宇都宮市附属機関に関する条例（昭和 42 年条例第 1 号）第 2 条の規定により，下記事項について諮問いたします。

記

- 1 水道料金改定の必要性の有無
- 2 改定することとした場合における具体的な水道料金
- 3 上記 2 の実施時期

## 6 市長あいさつ

## 7 審 議

### ( 1 ) 会議の公開について

事 務 局 : 「 附 属 機 関 等 の 会 議 の 公 開 に 関 す る 要 領 」 に よ れ ば , 附 属 機 関 等 の 会 議 は , 原 則 と し て 公 開 す る も の で あ る が , 一 定 の 要 件 を 満 た せ ば 公 開 し な い こ と も で き る 。 会 議 の 公 開 又 は 非 公 開 は , 当 該 附 属 機 関 等 が そ の 会 議 等 に お い て 決 定 す る こ と と な っ て い る 。

A 委 員 : 特 別 非 公 開 と す る 理 由 は な い し , 水 道 は 市 民 生 活 に 不 可 欠 な も の で あ る の で , 公 開 す べ き と 思 わ れ る 。

全 員 : 賛 成 多 数

会 長 : そ れ で は 公 開 と す る 。 公 開 の 方 法 に つ い て , 事 務 局 で 具 体 的 な 案 は あ る か 。

事 務 局 : 会 議 を 公 開 す る 場 合 は , 会 議 の 傍 聴 を 希 望 す る 方 に は 傍 聴 を 認 め る 。 ま た , 会 議 録 を ホ ー ム ペ ー ジ な ど で 公 開 す る 。

会 長 : 会 議 録 に つ い て は 発 言 し た 委 員 の 氏 名 を ふ せ て 公 開 す る こ と と す る 。 公 開 の 手 続 き に つ い て は 事 務 局 で 対 応 し て ほ し い 。

事 務 局 : 了 解 。

### ( 2 ) 水道料金の検討

事 務 局 よ り , 配 付 資 料 に 基 づ き , 水 道 料 金 の 仕 組 と 現 行 料 金 , 鬼 怒 水 道 用 水 供 給 事 業 か ら の 受 水 費 の 引 き 下 げ に な っ た 経 過 , 今 後 3 ヶ 年 ( 平 成 14 ~ 16 年 度 ) の 事 業 計 画 案 及 び 財 政 収 支 見 通 し 案 , に つ い て 説 明 。

#### 水道料金の改定の必要性について

事 務 局 よ り , 配 付 資 料 に 基 づ き , 今 回 の 鬼 怒 水 道 用 水 供 給 事 業 か ら の 受 水 費 の 引 き 下 げ に 対 し て は , 料 金 を 改 定 せ ず 留 保 財 源 と す る か 水 道 料 金 を 引 き 下 げ る か の 2 つ の 選 択 肢 が 考 え ら れ , そ れ ぞ れ の メ リ ッ ト と デ メ リ ッ ト を 説 明 。

A 委 員 : 企 業 債 の 残 高 が 680 億 円 も あ る と 聞 い て い る が , 平 成 13 年 度 は い く ら 返 済 す る の か 。 ま た 施 設 の 老 朽 化 が 著 し い と い う が , そ れ に 対 し て ど の よ う な 対 応 を し よ う と し て い る の か 。

事 務 局 : 配 付 資 料 に あ る と お り , 平 成 13 年 度 の 企 業 債 の 償 還 は 元 金 と 利 子 を 合 わ せ て 約 56 億 円 で あ り , ま た , 施 設 の 老 朽 化 に 対 す る 事 業 に つ い て は , 老 朽 配 水 管 の 布 設 替 え や 各 浄 水 場 な ど の 改 良 工 事 を 毎 年 一 定 規 模 実 施 す る 。

A 委 員 : 企 業 債 の 残 高 の 多 さ や 料 金 を 値 下 げ し て も わ ず かな 額 に し か な ら な い こ と を 考 え る と , 料 金 を 改 定 せ ず に 将 来 の 経 営 の た め に 留 保 資 金 と す る べ き だ と 思 う 。

B 委 員 : 私 は 水 道 料 金 を 引 き 下 げ る こ と に 賛 成 な の だ が , 引 き 下 げ 幅 が 小 さ い と 実 感 が 持 て な い 。 引 き 下 げ す る に し て も , し な い に し て も き ち ん と し た 理 由 付 け が 必 要 に な る 。

C 委員：事務局の用意した資料では引き下げすることにはデメリットがない。しかし、改定しないと原価主義に反するというデメリットがある。それならば、引き下げ幅は小さくなるかもしれないが、方向性としては改定して引き下げるべきだと思う。

全 員：賛成多数

会 長：それでは、水道料金は改定する必要ありで、引き下げることとする。

引き下げる場合の引き下げ額、引き下げ率について

事務局より、配付資料に基づき、受水費の軽減額と同額を引き下げた場合、年間1億9,600万円程度の引き下げ額となり、率にして1.8%になること、そしてその場合の財政収支への影響について説明。

A 委員：受水費の軽減額を全額引き下げるべきと思う。

B 委員：配付された資料によると、全額引き下げても平成14～16年度の財政収支は大丈夫のようだが、それ以降は大丈夫なのか。

事務局：決して財政状況は良いとは言えないが、平成9年度より取り組んでいる財政構造改革を引き続き実施するなど経営努力をして対応したいと考えている。

C 委員：前回の平成8年度における水道料金審議会の答申内容はどのようなものであったか。

事務局：配付した資料に昭和46年以降の料金改定の変遷を記載したが、前回は20.67%の引き上げとなった。背景として、累積欠損金が45億9,000万円見込まれていたことがある。

C 委員：これまでの料金改定の変遷を見ると、今回引き下げるとすれば、宇都宮市の水道料金では初めての引き下げとなるのか。

事務局：そのとおりである。

D 委員：そのような貴重な機会であるし、今回は引き下げることとし、引き下げ額は受水費の軽減額を全額とすべきだと思う。

全 員：賛成多数

会 長：それでは、引き下げ額は総額で約1億9,600万円。引き下げ率は1.8%とする。

引き下げの方法について

事務局より、配付資料に基づき、現行料金が基本料金と従量料金の2部制で、また従量料金は逡増型となっていることなどを説明。

A 委員：昨今のような不況の時代では、引き下げは基本料金を中心に考えてはどうか。

B 委員：そのような考えもある一方で、基本料金と従量料金の両方を対象とすれば、全ての利用者に公平に還元できるという考えもある。

- C 委員：全体的な引き下げの方が、公平性を確保できるのではないか。
- D 委員：利用者全員に還元するということで、基本料金と従量料金の両方を引き下げるべきだと思う。
- E 委員：基本料金と従量料金の両方を引き下げることで、市民全員が享受できる。
- F 委員：特定の人だけでなく皆が享受できるようにすべき。
- A 委員：最初に、基本料金を中心と言ったが、皆さんの意見に賛成する。
- G 委員：基本料金と従量料金の議論が中心になっているが、水道料金はそれだけでなく口径別の料金設定がされており、少量使用者と多量使用者とで料金に格差を設けている。料金改定を議論するのであれば、この口径別の料金設定の議論も必要であると考えが、このことが配付資料には記されていない。これについての事務局の見解を聞きたい。
- D 委員：それに合わせて、一般家庭用の口径の大きさはどの位なのかを教えてください。
- 事務局：口径別の料金改定の議論については、ご指摘のとおり重要であると考えている。ただ、配付資料に記載したが、一般家庭用は通常 13mm から 25mm であり、これらの口径を使用している戸数は全体の 98.6% を占めている。このような一般家庭用の口径の占める割合を考えると、13mm から 200mm まで様々な口径の料金設定をしているものの、全ての口径の料金を一律に改定することになれば、結果として一般家庭用を中心に改定することになるのではないかと考える。
- G 委員：了解した。
- 会長：それでは、引き下げの方法については、基本料金と従量料金の両方を対象として、全ての利用者に公平に還元するということとしたい。

#### 改定の実施時期について

- A 委員：県企業庁からの受水費の引き下げが平成 14 年 4 月 1 日であるから、水道料金も平成 14 年 4 月使用分から実施するべきだ。
- B 委員：そのスケジュールで市民に周知できるのか。
- 事務局：水道局の広報紙やホームページなどを利用して周知を図れると考えている。
- 会長：それでは、水道料金の改定は平成 14 年 4 月使用分からとするので、十分市民への周知を図っていただきたい。

#### 8 その他

- ・次回は、平成 14 年 1 月 9 日(水)午後 1 時 30 分より、市庁舎 14A 会議室で開催。
- ・次回は、答申案を検討する。
- ・答申する際には、答申書と一緒に本日の委員の意見を添えることとする。
- ・市民への周知方法や今回の改定による市民生活への影響についても検討する。